

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		公表
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部都市計画課開発指導係
根拠法令及び条項		新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例第29条 市長は、事業者が前条の規定による命令に従わない場合において特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、意見を述べる等の機会を与えた上で、当該事業者の名称、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。
処 分 基 準	関 係 条 項	新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例第28条 市長は、事業者が第26条の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を命じることができる。
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の先例がない等、具体化することが困難なため)
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成15年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)